

議第166号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

損 害 賠 償 額		2,067,120円	
事 故 の 概 要	種 別	樹木の倒伏による建物及び物置の破損事故	
	発 生 年 月 日	平成29年10月23日	
	被 害 者	1	_____
		2	京都市右京区嵯峨明星町5番地の3 有限会社さが
		3	_____
4		_____	
損 害 の 程 度	建物の屋根等及び物置の破損		

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。